

【追加Q & A 3/27版】

Q 17. サービス提供責任者は身体介護や生活援助等には行っていませんが、なぜ対象としているのですか？

【A 17】

- ・ サービス提供責任者は訪問介護計画の作成、居宅介護支援事業所との連携、訪問介護員への指示等を行う方で、訪問介護員としての業務を経験された方がキャリアアップされて従事されることも多いこととみなして、対象としています。

【追加Q & A 3/27版】

Q 1 8 . 生活相談員、支援相談員は利用者への身体介護や生活援助等を行っていませんが、なぜ対象としているのですか？

【A 1 8】

- ・生活相談員、支援相談員は利用者及び家族に対する相談援助、介護支援専門員との連携等を行う方で、介護職員としての業務を経験された方がキャリアアップされて従事されることも多いこととみなして、対象としています。

【追加Q & A 3/27版】

Q 1 9 . 事務職員が一部介護職員の業務を担っているのですが、対象になりますか？

【A 1 9】

- ・事務職員として雇用されている方であっても、介護職員又は介護支援専門員としての業務のみで所定労働時間が週20時間以上である場合は対象となります。

【追加Q & A 3/27版】

Q 2 0 . 地域包括支援センターにおいて保健師または社会福祉士も
予防ケアプラン業務を兼務しているのですが、対象になりますか？

【A 2 0】

- ・地域包括支援センターにおいては、職種、保有資格、専従・兼務問わず、予防ケアプランに関わる業務のみで週20時間以上勤務している職員が対象になります。

【追加Q & A 3/27版】

Q 2 1. 就業規則又は給与規程等に「居住支援特別手当」を直ちに創設し、令和6年4月から支給してよいですか？

【A 2 1】

・ 構いません。